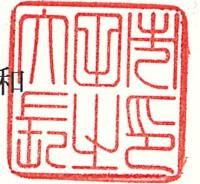


大田市告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和8年3月9日

大田市長 榊野 弘和



- 1 都市計画の種類
大田市都市計画地区計画
- 2 都市計画を変更する土地の区域
大田市大田町大田の一部
- 3 縦覧場所
大田市建設部土地区画整理課